



Vol.43

弁護士 岸田鑑彦
杜若経営法律事務所

★健康診断結果のフォローと自己健康保持義務

今回ご紹介するT事件（津地裁平成29年1月30日判決）は、長時間労働等の過重な業務により、致死性不整脈で死亡したことについて、会社だけでなく会社代表者の損害賠償義務を認めた事案です。

会社側は、致死性不整脈は、誰にでも起こりうる一般的な死亡原因であり、その原因として、高年齢、性別（男性の方が危険）、突然死の家族歴、生活習慣（喫煙・食事等）、高血圧症、糖尿病及び左室肥大等が考えられると反論しました。

しかし裁判所は、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」を引用し、労働時間については、発症日を起点とした1か月単位の連続した期間をみて、発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり

概ね80時間を超える時間外労働（1週間当たり40時間を超えて労働した時間数）が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとして、本件事案においても致死性不整脈の発症前1か月間に59時間57分であり、同2か月間の平均が93時間11分、同3か月間の平均が104時間10分、同4か月間の平均が112時間35分、同5か月間の平均が112時間02分、同6か月間の平均が112時間35分であることが認められるとして、長時間労働により心身に負荷がかかったことが主たる原因だとして会社側の責任を認めました。

しかし、この事案では、過失相殺として損害額から3割が控除されています。

裁判所は、死亡1か月前の業務時間は軽減されていたこと（59時間57分）やこの従業員が複数の冠危険因子（糖尿病、高血圧症、肥満、家族歴、喫煙）を有していたこと、これら冠危険因子は業務と関連性がないこと、喫煙をやめるように指摘されていたのに喫煙を続けていたこと、運動をするように指摘されていたのに運動もせず肥満を解消することもなかつたこと、食事制限もせずに脂っこい食事や甘い飲料を日常的に摂取していたことからすると損害の全部を賠償させることは公平を失するとして3割の過失相殺を認めました。

この従業員は、定期健康診断を受診した際にも、身体計測（身長174.4cm、体重90.7kg）につき太りすぎであることや、高血圧症、糖尿病及び脂質異常症につき、現在の治療を続けるようにとのコメントが付されていまし

た。諸般の事情を考慮した結果だとは思いますが、裁判所は、従業員側においても自身の健康を健やかに保つべき（自己健康保持義務）との考えが根底にあったのではないかと推測します。過失相殺の3割は、例えば賠償金額が5000万円であれば1500万にもなります。されど3割なのです。

従業員に健康で働いていただくためにも、会社は、漫然と健康診断結果を確認するだけでなく、日々の会話の中でタバコをやめるように言ったり、治療するように言ったりするなど、健康診断後のフォローをすることが重要だと考えます。

会社が長時間労働を抑制し、従業員が自己健康保持義務を徹底していただくことで、少しでもこのような事案がなくなることを願います。